

J-Startup OKINAWA サポーターズ規約

令和6年5月9日商産第 219 号

第1条 総則

この規約は、J-Startup OKINAWA 運営要領第2条の規定に基づき J-Startup OKINAWA サポーターズ(以下「サポーターズ」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 目的

本制度は、沖縄県内のスタートアップ企業に対して積極的な支援を行う民間企業・団体等がサポーターズとして参画し、サポーターズと J-Startup OKINAWA 企業との連携を促進することで、J-Startup OKINAWA 企業の成長を図ることを目的とする。

第3条 サポーターズの活動に係る総合的な調整

サポーターズの活動に係る総合的な調整等の業務については、J-Startup OKINAWA 事務局(以下「事務局」という。)が担う。

第4条 サポーターズの要件

サポーターズの要件は以下のとおりとする。

(1) 民間企業・団体

J-Startup OKINAWA の目的に賛同するとともに、スタートアップ支援の知見と経験を豊富に有し、以下のいずれかの具体的な支援が実施可能であり、その実施に当たっての責任者及び担当者が明確である法人とする。なお、支援内容は、無償で提供され、かつ、J-Startup OKINAWA 企業に対して独自若しくは新設されたサービスであるものとする。

① 事業活動に係る支援

クラウドサービス等の無償提供、情報発信、技術・経験を有する人材派遣など。

② 場の提供等に係る支援

自社保有スペースの提供、ピッチイベント等への招待、展示会・見本市への出展支援、市場調査等実施、実証フィールドの提供など。

③ 協業に係る支援

以下のスタートアップ企業との協業に対する相談窓口の設置及び担当者の明確化等の積極的な協力(スタートアップ企業との協業実績がある企業に限る。)。なお、自社製品の販路拡大等、営業目的ではないこと。

・プロトタイプ導入

・共同研究及び新商品開発に係る自社リソース提供

・販売チャネル及び人的ネットワーク提供など

④ 資金調達に係る支援

資金調達に係る相談(金融機関又はベンチャーキャピタルなど資金を供給する機能を有する企業に限る。)など。

(2) 公的機関

J-Startup OKINAWA の目的に賛同するとともに、スタートアップ企業に対する支援を実施する国並びに地方公共団体の行政機関及び国並びに地方公共団体の外郭団体とする。

第5条 サポーターズの参画手続

参画手続は、次に掲げる手順で行う。

(1) 参画を希望する団体は、J-Startup OKINAWA サポーターズ参画申請書(様式1)により事務

局に申請するものとする。

- (2) 事務局は、参画申請を受理したときは前条の要件を満たしていることを確認し、参画を決定することとする。なお、必要に応じて申請者に対して、面談(オンラインを含む)を実施すること又は追加資料を求めることができる。
- (3) 事務局は、参画を決定したときは、内閣府沖縄総合事務局のウェブサイトにて公開する。
- (4) 事務局は、新たに参画したサポーターズについて、J-Startup OKINAWA 企業へ周知を行う。

第6条 サポーターズの活動内容

- (1) サポーターズは、経営課題に対する相談対応や、第4条に掲げる支援など、J-Startup OKINAWA 企業の成長に資する支援を行う。なお、J-Startup OKINAWA 企業への支援は、自主的に行われるものとし、事務局からの報酬は無いものとする。
- (2) サポーターズは、事務局が実施するフォローアップ調査に協力するものとする。

第7条 禁止行為

サポーターズは、本規約に定める事項を遵守するほか、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令又は法令に基づく大臣の処分若しくは指示に違反する行為
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項に反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 知り得た企業情報の漏洩、目的外使用等の不適切な行為事務局が実施するフォローアップ調査等に協力しないなどの非協力的な行為
- (5) その他、社会通念上、不適切とされる行為

第8条 参画の取り消し

- (1) 参画取り消しを希望するサポーターは、参画取り消し申請書(様式2)により事務局に申請するものとする。
- (2) 事務局は、参画取り消し申請を受理したとき又は前条の禁止行為に該当すると判断したときは、参画を取り消すことができる。
- (3) 事務局は、参画取り消しの申請をした者又は前条の禁止行為に該当すると判断した者に対して、参画取り消し通知書(様式3)を交付するものとする。

第9条 その他

- (1) この規約に定めるもののほか、サポーターズに関して必要な事項は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部及び沖縄県商工労働部の協議により事務局が定める。
- (2) この規約は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部及び沖縄県商工労働部の協議により改正することができる。

附 則

この規約は、令和6年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年12月25日から施行する。

J-Startup OKINAWA サポートーズ参画申請書

J-Startup OKINAWA の目的に賛同し、サポートーズへの参画を申請します。

(組織概要)

組織名称		
代表者役職名・氏名		
所在地		
業 種		
主な事業内容		
団体 HP		
担当者	所 属	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
既に実行しているスタートアップ支援等の取り組み		
ほかのコンソーシアムや団体などの加盟状況		例) J-startup●●のサポーター、日本ベンチャーキャピタル協会など
スタートアップへの支援内容 (スタートアップの成長に繋がる内容)		(支援内容は公表させていただきますので、実施可能な支援内容を簡潔に記載くださるようお願いいたします。)
規約の遵守		☐ J-Startup OKINAWA サポートーズ規約を遵守する。 (同意いただけない場合は申請をお控えください。)
ホームページへの 貴団体名等の掲載可否		☐ 掲載可能(☐ ロゴマーク提供可能) ☐ 掲載不可

(J-Startup OKINAWA 選定企業に対する支援)

支援の種別 (どれか一つに☑)	☐ 事業活動に係る支援 ☐ 場の提供等に係る支援 ☐ 協業に係る支援 ☐ 資金調達に係る支援
スタートアップへの支援内容	
選定企業に対する優遇措置 (無償提供や料金のディスカウントなど)	

支援の種別 (どれか一つに☑)	☐ 事業活動に係る支援 ☐ 協業に係る支援	☐ 場の提供等に係る支援 ☐ 資金調達に係る支援
スタートアップへの支援内容		
選定企業に対する優遇措置 (無償提供や料金のディスカウントなど)		
支援の種別 (どれか一つに☑)	☐ 事業活動に係る支援 ☐ 協業に係る支援	☐ 場の提供等に係る支援 ☐ 資金調達に係る支援
スタートアップへの支援内容		
選定企業に対する優遇措置 (無償提供や料金のディスカウントなど)		

- 1 会社概要を添付すること。
- 2 スタートアップへの支援内容がわかる資料があれば添付すること。

※事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者サイン	
-----	-------	--------	--

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社は、下記の事項について誓約をいたします。

記

- 1 当社は、自ら(主要な出資者、役員及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと並びに過去5年間もそうでなかったこと及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供する又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社は、自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をする又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する又は業務を妨害する行為
 - (5) その他(1)から(4)に準ずる行為

____年 ____月 ____日

所 在 地 : _____

組 織 名 称 : _____

代表者役職名・氏名 : _____ 印

様式2

年 月 日

J-Startup OKINAWA 事務局 宛

所 在 地

商 号 及 び 名 称

代 表 者 職 氏 名

J-Startup OKINAWA サポートーズに係る参画取り消し申請書

J-Startup OKINAWA サポートーズを参画取り消したいので申請します。

連絡担当者	所 属	
	職 氏 名	
	電 話 番 号	
	E-mail	

様式3

年 月 日

J-Startup OKINAWA サポートーズ名

J-Startup OKINAWA 事務局

J-Startup OKINAWA サポートーズ参画取り消し通知書

(※1 参画取り消し申請の場合)

年 月 日付け参画取り消し申請に基づき参画を取り消したので通知します。

(※2 事務局による参画取り消しの場合)

下記の理由により参画を取り消したので通知します。

記

取消理由